



平成26年10月15日

新温泉町長 岡本英樹様

新温泉町行財政改革推進委員会
委員長 中澤典男

第3次新温泉町行財政改革大綱について（答申）

平成26年5月28日付け諮問第45号で貴職から意見を求められた「第3次新温泉町行財政改革大綱」について、住民の立場から慎重に審議した結果、ここに答申します。

記

1 はじめに

新温泉町においては、将来にわたる強固な財政基盤と住民満足度の高い行政体制を確立するため、平成18年12月に行財政改革の指針となる行財政改革大綱及び同実施計画を策定、さらに、平成22年2月には第2次行財政改革大綱及び同実施計画を策定し、人件費や経費の削減、組織・機構の見直しなどに取り組み、行政運営のスリム化に一定の成果が見られています。

しかしながら、町の財政状況は依然として厳しく、普通交付税の平成28年度からの段階的縮減や人口減少による減額等を考慮しますと、今後は更なる財政危機に直面することが確実です。さらに、少子高齢化対策、防災対策、エネルギー・環境対策などの行政課題がある中、これらに対応するためには一層の行政運営のスリム化と的確に住民ニーズに応えられる施策の展開が求められています。

このような中、平成27年度以降の行財政改革の指針となる第3次行財政改革大綱を策定するにあたり、住民目線での幅広い意見・提案を反映させるため、町長からの大綱素案の諮問を受け、本委員会において、その内容を慎重に審議してまいりました。

審議結果としましては、第2次行財政改革大綱の基本姿勢である「住民の参画と協働」を継承しながら、新たに、「量と質の改革による住民満足度の向上」を基本姿勢として行財政改革に取り組む方針について基本的に了承し、各項目についても大綱素案に一部修正を加えたものの、おおむね妥当なもの判断い

たします。

なお、後述のとおり本委員会の付帯意見を付記しますので、今後、当局においては十分に検討されることを要望します。

これからのまちづくりには、住民の理解と協力は欠かすことができません。そのため、行財政改革を進めるにあたっては、その取組が町の持続的発展のための基盤づくりであることをしっかりと住民に説明し理解を求めながら、住民協働の意識を高め、あわせて、町議会の決断、町長のリーダーシップ、町職員の実行力、それらすべてが一体となって行財政改革が実施されるよう切に期待しております。

2 大綱について

町長から諮問された「第3次新温泉町行財政改革大綱（素案）」については、本委員会での審議結果等を踏まえ、別添のとおり修正しました。

3 付帯意見

第3次行財政改革大綱の各項目については、本委員会において以下の意見がありましたので、改革の実施にあたっては配慮願います。

(1) 住民との協働の深化

- ①町の厳しい財政状況を住民に分かりやすく説明し、改革の必要性を広く住民に理解してもらうこと。
- ②町の進める改革には包括的に議会の改革も含まれており、改革の実施にあたっては、町議会を例外扱いとしないこと。
- ③町議会の自主的な改革の取組について、積極的に理解を求めること。
- ④各種団体の自立支援においては、団体活動への行政の関わりを整理したうえで、必要な部分については、引き続き、一定の支援を行うこと。

(2) 自立した財政運営の推進

- ①財政の健全化を推進するにあたっては、実施計画の中に財政指標の具体的な数値目標を明示したうえで、取組を行うこと。
- ②財政指標の目標設定にあたっては、単純に財政健全化法に基づく健全化判断基準を目標とするのではなく、町の将来を見据えたうえでの独自の目標設定を行い、積極的な改革を目指すこと。
- ③予算規模の縮小に伴い住民サービスが低下しないよう、計画的な財政運営を行うこと。
- ④必要な住民サービスを維持、向上させながら、その前提となる財政基盤の確立に努めること。
- ⑤現状が不適正な使用料・手数料については、受益者負担の原則のもと、速やかに適正化を図ること。
- ⑥浜坂病院の経営については、自主経営にこだわらず、あらゆる病院連携の模索、大胆な取組を検討し、住民サービスの向上につながる医療体制の確立に努めること。
- ⑦企業収益の増加に伴う税収増など、収入増加を促進する施策に対して、重点的な予算配分を配慮すること。

(3) 良質な行政運営の推進

- ①歳出抑制だけでなく、廃止すべき住民サービスについては、速やかに廃止する姿勢をもって改革に取り組むこと。

- ②事務事業の見直し・再編を進め、住民ニーズに応じて重点化すべき事務事業については、その内容の充実を図ること。
- ③高度情報通信技術を活用した新システムの導入にあたっては、人件費とシステム投資・運用コストを比較するなど、費用対効果を勘案しながら導入すること。
- ④社会基盤施設の管理においては、事故の防止や補修経費の抑制を図るため、日々の適正な維持管理に努めること。
- ⑤施設の統廃合を含めて今後の公共施設のあり方を検討し、不用と判断するものについては、積極的な売却処分に努め、できるだけ町費による取壊しは行わないこと。
- ⑥事務処理の見直しによる行政手続等の合理化・簡素化などを進め、職員の事務負担の軽減、経費の削減を図ること。
- ⑦改革を推進するうえでの実績の検証にあたっては、その成果を厳密、率直に評価し、より実効力とスピード感のある進行管理を行うこと。

(4) 行政運営力の強化

- ①職員一人あたりが提供できる住民サービスの質を上げ、住民サービスの向上を図ること。
- ②業務の目的意識やコスト意識の徹底など、より一層の職員の意識改革を図ること。
- ③職員の人事制度等に関する改革を適切に実施すること。
- ④職員の能力主義を積極的に推進しながら、あわせて総人件費の抑制を図ること。
- ⑤職員の昇任が待遇改善のために行われることのないよう、職員の能力に応じた適切な人事管理を行うこと。

4 参考資料

(1) 新温泉町行財政改革推進委員会委員

委員長	中 澤 典 男
副委員長	河 越 敦 子
委 員	朝 野 康 弘
委 員	熊 本 直 和
委 員	小 谷 正 美
委 員	竹 中 洋 二
委 員	仲 山 茂 生
委 員	橋 本 哲 次
委 員	藤 田 信 宏
委 員	松 岡 美代子
委 員	丸 山 章 夫
委 員	森 田 優

(2) 新温泉町行財政改革推進委員会審議経過

第1回 平成26年5月28日

- ・第3次行財政改革大綱について（諮問）
- ・第3次行財政改革大綱の策定スケジュールについて
- ・第3次行財政改革大綱（素案）について
- ・第2次行財政改革実施計画の平成25年度実績について
- ・平成26年度の町政方針及び財政状況について

第2回 平成26年7月10日

- ・第3次行財政改革大綱（素案）について

第3回 平成26年8月21日

- ・第3次行財政改革大綱（素案）について
- ・第3次行財政改革大綱の答申書の構成等について
- ・第2次行財政改革実施計画の平成25年度実績（確定）について

第4回 平成26年10月8日

- ・第3次行財政改革大綱（素案）の修正について
- ・第3次行財政改革大綱の答申について

(3) 新温泉町行財政改革推進委員会設置要綱 (平成 18 年告示第 1 号)

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、簡素で効率的な活力ある町政の実現を推進するため、新温泉町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、新温泉町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町政について識見を有する者

(2) 公募による者

3 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は総務課において行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日告示第 36 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。